

徳島県教育委員会告示第一号

旧県立学校の公簿類を保管し、及びその卒業生に関する事務を所管する県立学校の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月十四日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

旧県立学校の公簿類を保管し、及びその卒業生に関する事務を所管する県立学校の一部を改正する告示

旧県立学校の公簿類を保管し、及びその卒業生に関する事務を所管する県立学校（昭和五十五年徳島県教育委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

表中

徳島県立城ノ内中学校	徳島県立城ノ内中等教育学校	を
徳島県立城ノ内高等学校	徳島県立城ノ内中等教育学校	に改める

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。